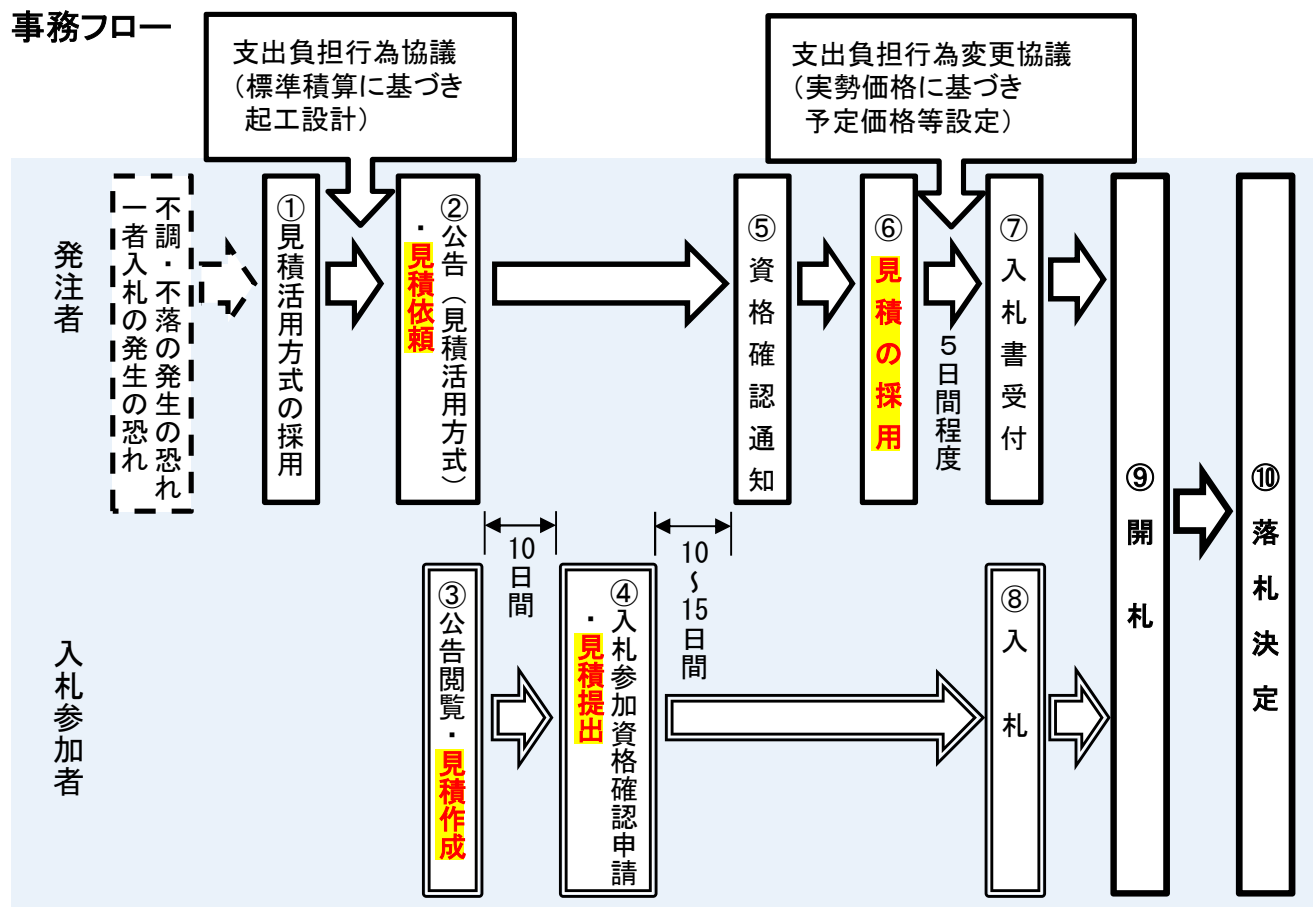


建設交通部所管工事のうち標準積算と実勢価格に乖離が生じていると考えられるものを対象として、入札参加者から提出される見積の平均的な単価及び歩掛を採用し、予定価格を作成する「見積活用方式」を試行することとしましたのでお知らせします。

1 対象工事

予定価格の事後公表の試行対象工事のうち、標準積算と実勢価格の乖離により、不調・不落又は一者入札となるおそれがあるもの

2 事務フロー



3 留意事項

- (1) 見積の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、見積を入札参加資格確認申請書とともに提出するものとする。
- (3) 見積の提出がない又はその内容に不備がある場合は、入札参加資格を認めないこととする。
- (4) 入札参加者の都合による提出期限以降の見積の再提出又は差し替えは認めない。
- (5) 見積価格又は見積歩掛は、取引価格や需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を勘案して作成する入札時の実勢価格とし、価格上昇等を予測した価格ではないことに留意するものとする。
- (6) 妥当性が確認された見積が複数ある場合は、平均値を参考に採用する見積を決定する。

4 適用開始日

令和7年6月4日から適用する。